

資格情報のお知らせをお届けします。

※ 世帯主様宛てに、該当される方全員分を同封しています。

〒965-0000
会津若松市東栄町3番46号

会津 太郎 様

令和 7年 10月 1日

お問い合わせ先
〒965-8601
福島県会津若松市東栄町3番46号
会津若松市役所 国保年金課
電話 0242-39-1249

資格情報のお知らせ

交付者名 : 会津若松市
保険者番号 : 070029

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	島 6	番号	000000	枝番	0 1
氏名	会津 太郎				
フリガナ	アイヅ タロウ				
負担割合	* * *				
発効期日	* * *				
適用開始年月日	平成 8 年 4 月 25 日				
交付年月日	令和 7 年 10 月 1 日				

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）
スマートフォンをお持ちの場合は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面を
マイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。
（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示
することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます。
（このお知らせのみでは受診できません）

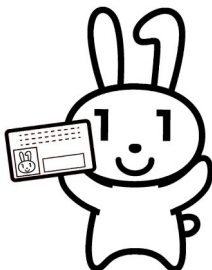
資格情報のお知らせ

令和 7年 10月 1日 発行
交付者：会津若松市
保険者番号：070029

記号 島 6 番号 000000 枝番 01
氏名 会津 太郎

負担割合 *** 発効期日 ***

受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です



マイナ保険証の読み取りができない場合などに
切り取ってマイナンバーカードと
一緒にご提示ください。

★ 資格情報のお知らせについてお願いと注意 ★

1. 資格情報のお知らせは個人ごとの発行になりますが、保険税は世帯ごとの課税になるので、世帯主様宛てに納税通知書が送られます。
2. 資格情報のお知らせは、マイナ保険証（健康保険証としての利用登録がされたマイナンバーカード）をお持ちの方にお送りしています。（70歳から74歳までの方のうち、既に資格情報のお知らせの交付を受けている方を除きます）
3. 資格情報のお知らせが届いた方で、マイナ保険証の利用登録をしていなかった方も医療機関等の窓口にあるカードリーダーなどで利用登録をすればマイナ保険証を利用することができます。
4. 資格情報のお知らせ単体では医療機関を受診することができません。カードリーダーの不具合などマイナ保険証が利用できない場合にマイナ保険証と併せて窓口にご提示ください。
5. マイナ保険証の利用登録を解除したい場合は申請が必要です。以下のものをご持参のうえ国保年金課窓口でお手続きください。（※別世帯の方がお手続きされる場合は委任状が必要です。）
 - ① 届出人本人の確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証など）
 - ② 世帯主と該当者の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
6. マイナ保険証の利用登録を解除した方へは資格確認書を交付します。なお、解除後に再度利用登録することもできます。

★ 資格情報のお知らせの有効期限について ★

該 当 者	有 効 期 限
70 歳未満の方	無期限
70 歳以上 75 歳未満の方で マイナ保険証の利用登録をしている方	令和 8 年 7 月 31 日
生年月日が 昭和25年 10月 2日 から 昭和26年 7月 31日 までの方	75歳の誕生日の前日
※75歳になると国民健康保険から新たに「後期高齢者医療制度」に加入します。 なお、「後期高齢者医療資格確認書」は誕生日の前月に郵送で送付します。	

★ 電子証明書の有効期限について ★

電子証明書付きのマイナンバーカードをお持ちの方は、有効期限をご確認ください。また、有効期限が切れた後も3か月間はマイナ保険証としての利用が可能ですが、3か月経過後も更新手続きを行わなかった場合は、マイナ保険証としての利用ができなくなりますのでご注意ください。

★ 資格確認書の交付申請について ★

マイナンバーカードを紛失された方、更新手続き中の方などで一時的にマイナ保険証の利用が出来ない方、高齢や障がいなどの理由によりマイナ保険証による受診が困難な方は、申請することにより資格確認書を取得できます。国保年金課でお手続きください。（※「マイナ保険証としての受診が困難ではないが、念のために資格確認書を持っておきたい」という理由では交付できません）